研究ノート

# 戦後ヨーロッパ経済研究史論の一駒

## ——一九八〇年代のEC経済論とは何か——

清水嘉治

一、まえがき
——当面のEUの基本課題とEU（EC）研究史論の課題
二、一九八〇年代のEC経済とは何であったか
(1) ECは第二次石油危機にどのように対応したか
(2) サッチャー政権の景気政策を再検討する
(3) 一九八〇年代のEC経済の構造変化と共通の政策課題とは何であったのか
(4) 産業構造の変動とは何であったのか
三、一九八〇年代の拡大ECの問題を考える
(1) スペインとポルトガルの加盟の意味を改めて考える
(2) 両国加盟問題とEC農業政策の課題

## 一　まえがき――当面のEUの基本課題とEU（EC）研究史論の課題

二〇〇〇年に入ってヨーロッパ（また欧州）経済は、暫くぶりで景気回復に直面している。一九九九年一月ユーロ圏に入ったEU十五か国のうち十一か国は、二〇〇二年以降統一通貨ユーロをすべての経済生活の基軸とする。ユーロは、欧州経済の共通の価値尺度機能を発揮するだけでなく他のすべての通貨の機能をもつことになる。ユーロ圏の誕生は、市場統合をより強固にするため、戦後世界経済の基軸通貨としてのドルの支配力を相対化させ、同時に拡大欧州「発展」の新しい道を示している。もちろん、こうした通貨統合、拡大欧州への道は、欧州市民の新しい生き方をも左右するものである。

世界経済のグローバル化が深化する中で、ユーロ圏がどのように欧州市民の生活ニーズを吸収し、欧州市民社会に適合できるかも新しい課題になるであろう。資本と通貨の統合機能が具体化するなかで加盟国の経済的力量が発揮されてくるに違いない。ここで整理していえば、二〇〇〇年から二〇〇五年にかけてEU内部の経済統合をどのようにはかっていくか、通貨統合が進むなかで、各国の財政政策と通貨統合との調整作用をどう進めていくかが課題になる。この問題は、通貨統合を前提に加盟各国の財政政策を適合させていくということで合意をみている。この具体的調整方式は、EUと加盟各国との経済政策との協力関係とも密接に作用している。

つぎに、EUの対外政策の課題は、加盟拡大に対する機構改革の問題である。もちろん通貨統合と各国の財政・経済政策の調整方式をどう具体化するかという問題とも関連してくるが、加盟国拡大に対応した政策決定の枠組をどうするかにある。一九九五年十二月十一日に開催されたヘルシンキのEU首脳会議は、二〇〇〇年末までに拡大EUのための機構改革をまとめることで合意した。とりわけ意思決定方式をどうするかを最優先課題にするであろう。拡大

EUとの問題としては、ハンガリーが二〇〇二年一月にその他のエストニア、ポーランド、スロベニア、チェコ共和国、キプロスの五か国は二〇〇三年一月に加盟を予定している。これらの国は、国内の経済・社会改革とEU法や規則への理解、適用の問題を解決していかなければならない。さらにラトビア、リトアニア、スロバニア、ブルガリア、ルーマニア、マルタの六か国は、EU加盟への申請はしていないが、欧州全体の経済的安定度と政治的安定度などからいって加盟への意欲をみせるであろうといわれている。地中海に浮かぶ小さい島国（人口、三六万人、一九六四年英国から独立）であるマルタが、二〇〇三年加盟の有力候補にされている。マルタ政府は、EUに政治的、経済的、文化的に結びついているといっている。九九年三月に、EUとの予備交渉で、民主制や人権、市場経済といった加盟基準をほぼクリアしているという。問題は、造船業に対する赤字補てんをどうするかにある。EUは財政赤字、累積債務をどうするかにある。さらに国民投票をクリアするかである。マルタの野党労働党はEU加盟反対であり、それは物価高騰と失業を招くからであると（Financial Time, 16 December 1999.）いう。問題は、経済問題、雇用問題、さらに安全保障問題などをどのように内部で議論し、加盟に連動させるかという点にある。

さらに直接的には遠い問題であるが、欧州全体の安全保障問題、とくにEUの軍縮、人権、平和外交を確立するためには、スロベニア、ボスニア、ヘルツェゴビナなどバルカン半島南西部の国々の加盟を実現することにある。「EU拡大」は、原理的には、平和、民主主義、人権など欧州市民権を確立しつつ安定連合協定を結んでいくべきであろう。

ここであえてEUの当面の課題は、ユーロ圏の安定した確立と加盟国の経済政策を調整しつつ、同時に欧州と世界の関係を変える「EU拡大をどのように位置づけ、理論化するかが新しいEU発展の課題であろう。こうしたEUの現実問題を切り開くためには、EU経済の歴史を直視する必要がある。かつてわたくしは、新しいEU論を展開する

ために、EU（一九五六年―九二年までの欧州共同体をECと略記する）形成史論についてかいた。第一の研究課題は、ヨーロッパ経済一般の経済分析とイギリス、フランス、ドイツなど各国資本主義分析とをどのように関連づけながら理論化するかという課題であった。個別資本主義分析を通じて、ヨーロッパ経済の共通の課題と異質な課題を究明することが大切であると当時強調した（拙著『新EC論』一九九一年）。

第二の研究課題は、第二次大戦後の世界経済の構造変化とヨーロッパ資本主義の対応関係という研究課題である。戦後のヨーロッパ経済がドル基軸のアメリカの対欧経済政策に対抗しつつ独自の資本主義の再編成を展開した構造分析である。この点については、当時の英、独、仏の経済分析者のテーマは、「ドル危機とヨーロッパ経済の共同体」であり、その実証分析に基づく理論化であり、かなりの研究成果がある。この点を改めて検討することによって、ドルとユーロの世界の複数軸通貨体制の根源を解明することができるであろう。

第三の研究課題は、ヨーロッパ共同体の構造自体の究明である。六〇年代、七〇年代の世界経済の構造変化のなかで、関税同盟、共通農業政策、共通工業政策、通貨同盟、共同体と発展途上国との経済協力の本質と課題を中心に研究されてきた。共同体とは何かの歴史的、構造的、現実的分析をすること、とくに共同体の経済政策に内在し、その中から普遍的性格と特殊性格を明らかにしながら、同時に内的矛盾の累積過程とその克服の方法を総合的に究明することにある。

ヨーロッパ経済論の研究者は、現代の世界構造の変化と生産諸力に対応する新しい資本主義と民主主義の活路を「地域統合」に求めるメカニズムを明らかにすると同時に、そのメカニズムの性格を理論化してきた。この中味が共同体の経済学であり、それは従来の古典派経済学でも、マルクス経済学でも、ケインズ経済学でも、制度学派の経済学でも、新古典派経済学でも、時代的制約をうけ、分析の限界があきらかになった。共同体の経済学は、共同体の歴

史理論ではなく、従来の諸理論を検証するなかでヨーロッパ市民と経営のニーズに基づいた現実の政策分析にあった。一方、七〇年代のヨーロッパ通貨同盟の問題提起は、ドル基軸通貨への対抗策であると同時にヨーロッパ統合の新しい通貨体制構築への道標でもあった。

第四の研究課題は、当時の拡大ECをめぐる評価の問題であった。五七年六か国で出発したECは、関税同盟、共通工業政策、共通農業政策、共通市民権、労働力の移動をどのように推進し、成果をあげていくか、さらに対アフリカ、カリブ海、太平洋諸国地域、とりわけヨーロッパ加盟国の旧植民地の独立国との経済協力協定の実際の内容が、自立のために役立っているかどうかを課題としていた。ロメ協定が実際に経済自立に貢献しているかどうかが論争の対象になった。さらに、「拡大EC」をどのように評価するかも重要課題となった。一九五八年の当初参加した六か国（フランス、オランダ、ルクセンブルグ、ベルギー、イタリア、ドイツ）がローマ条約を承認し、発効し、EC出発の原点であった。一九七三年三か国（アイルランド、イギリス、デンマーク）が加盟、そして八一年にギリシャ、八六年にスペインとポルトガルが加盟し、マーストリヒト条約発効後、九五年に三か国（スウェーデン、フインランド、オーストリア）が加盟し、全部で一五か国に拡大し、市場統合を強力に推進し、十一か国がユーロ圏を形成し、拡大ECは、どういう経済的、文化的統合を推進していくのかを問われている。拡大EUの課題は、成長、雇用、税制、労働力の移動、企業連合、環境、人権、民主主義などの内実をどのように形成していくかが問われる。EU当局はEU市場統合、M&Aの拡大、資本の集積と集中、労働の合理化と効率化と失業問題、市民社会により福祉、完全雇用、資本の社会的還元システム、社会資本の量と質の充実などの問題をたえず議論し、地球市民権確立のために前進すべきであろう。

こうした問題意識に立って、改めて、EUの形成過程にとって議論すべき課題のひとつとして一九八〇年代のEU

（当時EC）の課題を改めて取り上げてみたい。それは、九〇年代の変革期の前夜の厳しいEUの歴史としての現実の姿であったからである。とくにEU内部の景気後退、低成長、失業、企業競争力の後退、東西問題としての防衛費の増大、福祉水準の低下などに直面したが、同時に拡大EC政策としてヨーロッパ後進国のギリシャ（八一年）とスペインとポルトガル（八六年）の加盟問題をクリアした点にある。とくにEC再活性化への方向性を拡大ECに求めたといわれている。

## 二　一九八〇年代のEC経済とは何であったか

### (1)　ECは第二次石油危機にどのように対応したか

ECは、世界経済の景気後退の中で、物価が低下しないというスタグフレーションをどのように克服するかにあった。一九七九年末ECは石油価格・バーレル三九ドルに高騰した結果、第二次石油危機に直面した。ECも石油同時不況という長いトンネルに入ったのである。先進国は、共通に工業製品価格の上昇、非産油発展途上国の一次産品価格の上昇、先進国の輸入の停滞に基づく保護貿易主義的志向を選択した。

第二次石油危機以後、ECは、景気回復の足掛りをつかめず共通に個人消費、設備、在庫投資の拡大を志向することが不可能になった。それは、EC共通に実質成長率の低下となって表面化した。例えば一九八〇年の実質成長率は、OECD全体で、一・二%であり、ドイツ一・八%、イギリス二・四%、フランス一・三%、イタリア四・〇%であり、ちなみにアメリカ〇・二%と低く、逆に、日本は四・二%の高成長率であった。

八一年には、ドイツ〇・三%、イギリスが回復し、二・八%、フランス〇・三%であり、EC全体として〇・五%の低成長率であった。アメリカは回復し、二・〇%、日本は二・九%に低下した。八〇年から八一年にかけECが全

体として石油危機に対応できず、低成長においこまれたのは、投資減退だけでなく、石油価格高騰により、生産低下を招来せざるをえなかったからである。

雇用の面でみても、深刻であった。八〇年の失業者及び失業率をみると、ドイツ（当時の西ドイツ）八九万人（三・八%）、イギリス一六五万人（六・八%）、フランス一四五万人（六・四%）、イタリア一七九万人（八・〇%）、EC九か国全体で六八八万人（六・二%）である。ちなみにアメリカ六七四万人（七・一%）、日本一四万人（二・一%）である。八一年も全体として失業率は増大し、同時にアメリカの失業率も増大した。この背景には石油危機以降の景気後退が連続しておこったことによるものである。この点は今日でも共通の評価になっている。問題は、EC企業の設備投資の不振、加盟各国の国家財政赤字による公共投資の低下、消費需要の低下、輸出の低下などによって雇用機会の増大を創出できなかった。今日の日本の不況期に、大量の国債を発行して公共投資をして景気回復しようとしているが、景気回復と景気の持続性を発揮することは果してできるのであろうか。ECの場合は財政赤字という耐乏生活を選択して公共投資も縮小し、民間企業の回復を待望する道をえらんだ。

一方当時のECの消費者物価の上昇率をみると、西ドイツ五・九%、イギリス一一・九%、フランス一三・四%、イタリア一九・三%、EC全体で一二・三%となった。ちなみにアメリカ、日本をみると、それぞれ一〇・四%、四・九%である。日本と西ドイツを除いて、すべて二桁台である。日本と西ドイツの場合は、石油価格の高騰に対して、省エネルギー政策によって、石油依存度を一五%程度抑制したこと、したがって工業製品価格を安定的供給できたこと、さらに上からの「労使協調」主義による賃金抑制を図ったこと、輸入価格を安定化させた点にあった。ところが西ドイツ以外のECは、こうした政策選択をしなかった。不況の中の物価高を招来してしまった。八三年の実質成長率をみると、イギリス一・〇%、西ドイツ〇・五%、フランス〇・六%、イタリア〇・二%、EC全体の成長率

は〇・三%であった。市民、消費者はEC当局の資源政策、物価政策、景気政策に不満をもっていた。

こうした不満は、一九八一年のオタワ・サミットにおける各国経済の再活性化政策に表現された。八〇年代前半の欧州の経済政策は七〇年代のドル・ショック（七一年）、第一次石油危機（一九七三年）、第二次石油危機（七九年）に基づく景気後退からいかに脱出し、経済の活性化をするかに求められた。

それは第一に脱石油・省エネルギーのための政策を具体化すること、第二に総合的な有効需要管理政策による輸入インフレの国内インフレへの転化を抑制すること、第三に経済の供給面を改善するための必要性を強調した点にある。当時ECの経済は、深刻であった。当時、ある調査分析の依頼をうけてつぎのように整理した。

八一年の「インフレなき経済成長」を実現するためのリヴァイタリゼーションを最優先課題として、どのように具体化するかであった。

西ヨーロッパ全体も景気循環に対応した総需要管理重視の政策が破綻し中長期的視点から、供給面と構造面を重視する政策を選択するようになった。例えばイギリスのサッチャー政権は七九年六月以来、インフレ抑止を最優先とした経済再活性化政策を一貫して展開している。この政策はイギリスの労働党が主体的に展開してきた福祉政策を軽視、抑止しているという批判をうけている。西ドイツではコール政権が八二年一〇月誕生し、財政再建を中心とする構造改革を一貫して進めている。八一年五月以来政権を担当しているフランスのミッテランは、雇用増を目的とする需要拡大政策を採用したが、第二次石油危機に基づく経済の停滞を脱しきれず、八三年三月から本格的な緊縮政策に転換し、八四年七月以降、ファビウス内閣は、社会党の国有化政策を緩和し、産業構造再編政策を採用した。

したがって当時、再活性化政策に真正面から立ち向ったイギリスのサッチャーの政策のポイントをみてみよう。

### (2) サッチャー政権の景気政策を再検討する

サッチャー政権は、政府の負担を軽減するために「小さな政府」の実現と民間企業の活力を図るために、四原則を政策の柱とした。第一に税引後の所得を増大させ、労働のインセンティブを強化する。第二に国家の役割を縮小して個人の選択の自由を拡大する。第三に民間活動の余地を拡大するため公共部門の赤字を削減する。第四に賃金交渉における労使の責任を自覚させる、というものであった。

さらに経済の供給面を改善するために次の五つの政策を実行した。

(1) 七九年度に労働意欲を促進するための所得税率の引下げ（基本税率三三%から三〇%へ）と付加価値税の増税（標準税率八%、高率適用一二・八%を一五%へ一律引上げ）が行われた。その後八〇、八一、八二の三年間に、物価上昇率に見合ったタバコ、ガソリン税の増税を実施した。所得税減税も八〇年（約一八%）、八二年（一四%）二度にわたって実施された。

(2) 企業の投資意欲を喚起するため、中小企業の優遇税率の引き下げ（四二%から四〇%へ）を八〇年に実施した。

(3) 国有企業の民営化（イギリス会社の一部を民営移管、イギリス造船会社、イギリス貨物輸送公社など）、政府持株の売却（ブリティッシュ・ペトロリアム、ブリティッシュ・アエロスペースなど）により政府の介入を縮小した。

(4) 七九年六月から一二月にかけて為替管理を全廃した。

(5) 雇用法の制定（八〇年七月）により労働市場における硬直化の緩和をはかり、同時に賃金決定を自主的交渉に委ねることとした（R. E. Caves and L. B. Krause (Editor), *Britain's Economic Performance*, Brookings Institution, 1980. 宮崎勇他編『世界経済読本』東洋経済新報社、一九八五年）。

こうしたサッチャー政権の政策は、経営者から歓迎されたが、労働組合からは厳しい批判を受けた。民間企業の活

力を図るために、賃金の抑制と労使協調を促進したからである。労働意欲を促進するという名目で所得税率の引下げによって部分的に消費需要を促進したが、他方で、一五%の付加価値税によって大衆の負担を増大させた。たしかに八〇年の第二次石油危機に基づく二〇%台の消費者物価上昇率を抑制し、八三年に一四%に切り下げることには成功したが、賃金の上昇率が抑制されたために、労働者の実質所得は増大しなかった。それは貯蓄率の低下に連動した。さらに国内総生産も減少し、失業率は、一二・一パーセント（一九八三年）であった。さらに企業の活性化も不十分であった。「民間活力再活性化」のために強引な財政・金融引き締めによる経済政策を通じてインフレ抑制を実施した。一方、労働党はサッチャーの政策を、福祉と教育を切り捨て、労働組合の団結権の解体、賃金抑制、合理化を目ざす政策であり、大手企業の経営者と大手投資家のための利益優先主義であると批判した。また民営化の政策は、一九八四年一〇月イギリス大蔵省の次官であったジョン・モアの言葉の中に明快に示されている。すなわち「われわれの目的は、私的所有にもとづいた民主主義を築きあげることと大衆的な資本市場を活性化することである」と。この思想は、国営企業の民営化＝私的所有化を主体とした「大衆資本主義化」の再定着を公然と表明したものである。この思想を前提とする限り、資産の所有と被所有との二極分化がおこり、労働者、庶民はますます耐乏化を余儀なくされることになる。あえて強調したいことは、国有化の自己革新＝活性化の努力をしないで、公営企業の民営化こそ活性化の基礎であるという思想に固執する限り、間違っている。市民の共有化に基づく発想を否定した民営化＝私有化を絶対視すればするほど社会問題がおこることは避けられない。一般的に、民営化とは、国民資産の所有権と支配権を民間＝私的企業部門に移転させる過程である。イギリスのそれは、国民資産の五〇%以上を民間の投資家に売却することを意味する。ところで民間部門が公共部門より効率性があるとはどういう事実をもって証明されるのか。比較の基準は何か。本来公企業とは、公共性を優先し、その結果として効率性、採算性がどうなっているかが議論される

べき性質のものではないか。この点サッチャー政権の公企業への考え方は、すべて効率性と採算性を優先し、公共性をしりぞけている。

当時、イギリス在住の近代経済学者である森嶋通夫氏は、『サッチャー時代のイギリス』（岩波新書、一九八八年・二月刊）で、こういった。「彼女の経済政策が成功するか否かは、今後彼女がどれだけ失業を減らすかにかかっている。しかし彼女が今まで通り反マルクス主義政策（対ソ強硬策）を続ける限り、失業が大幅に減少することはない。たしかに昔は軍備拡張は失業救済策として効果があったが、武器が非常に高価になり、軍需産業が高度に資本集約的になった現代では、軍備拡張の雇用創造力は弱く、しかもそれは顕著なインフレーション要因である。そしてインフレーションを回避するために福祉への支出を削減すれば、失業は逆に増加することになるであろう。このように『ミサイルか社会福祉か』の選択で、前者を選ぶことは、失業とインフレーションを求めることであり、サッチャーは経済的に窮地に追い込まれるであろう」（同書一〇八ページ）と。

ここには、「インフレなき持続的成長」を実施するためにサッチャー政権の試みた政策が雇用縮小、福祉、教育の切り捨てと表裏の関係にある軍事費拡大政策に対する批判が込められていた。

こうして一九八〇年代前半におけるイギリスの経済体質改善のための「再活性化」政策は、市民ひとりひとりが政策への参加を通じて経済体質の活性化を図るべきであったが、上からの資本と政治力による大企業優先の活性化策となった。それは、部分的景気回復をみせただけで、市民の活性化に連動しなかった。それは福祉、教育を上から管理化したからである。本来の活性化とは、人間の無限の可能性を引きだす条件づくりの経済政策でなければならない。ECの活性化も、この視点抜きに考えられないであろう。

いうまでもなく、サッチャーは、労働党による建設・銀行・保険・薬品・道路修理などの国有化に反対し、ディナ

ショナライゼーションを主張した。八二年サッチャーの任命した大蔵省の財務担当相ニコラス・リドリーは、民営化こそが「真の公衆による所有――人々による所有をもたらす」(D. Heald & D. Steel, 'Privatisation of Public Enterprises, 1979~1983' in P. M. Jackson (ed.), 1985) と主張した。

こうした思想を上から下へ流し、着々と脱国有化を進めた。サッチャーは民営化→効率化→活性化という路線を定着させた。同時にそれは庶民から厳しく批判を受けた。

### (3) 一九七〇年代のEC経済の構造変化と共通の政策課題とは何であったか

ECを代表するイギリス、西ドイツ、フランスが長期不況をどのように克服するか。そこにはいくつかの共通点があった。それは、イギリスの強引な政策を別として七〇年代の世界経済の三つの危機を、どのように克服し、市民のための景気回復をもたらすかということにあった。

スタグフレーション進行過程の中で、EC経済政策の転換は、政権の交替劇として表面化した。長期不況からの脱出に対して、旧政権政党の体質改革を求めることになった。ここで改めて整理しておこう。イギリスでは七九年六月以来サッチャー政権が誕生し、経済の効率性と活力を求めた強引な合理化政策を採り続けた。例えば一方でインフレ抑制を最優先とする「経済再活性化政策」を選択し、他方で労組の賃上げを抑制した合理化政策を打ち出し、さらに国営企業の民営化政策を通じて大手企業の収益増大策を選択した。それは福祉と教育軽視を背景に展開された。西ドイツでは、八二年一〇月のコール政権成立後、構造的危機に直面した財政再建を中心とする「構造改革」を強力に推し進めた。その政策大系の基盤は「社会的市場経済の法則」にあった。フランスでは、八一年三月の社会党のミッテラン政権が「自主管理」を基調とする国有化政策を通して経済の活性化政策を展開し、一方、インフレ抑制、雇用増

を主目的とする需要拡大策を選択した。

第二次石油危機によるスグフレーションに対して、EC加盟主要国は、インフレ対策、産業の活性化対策、国際収支均衡策を選択した。このことはEC加盟国の共通した経済政策の目標であった。だがEC委員会は、各加盟国の独自な経済政策が自国経済の優先に狂奔し、「保護主義」的対応に陥ることを警戒した。EC各国は、国民経済の活性化を図ることが、同時にEC全体の経済活性化をもたらすという考え方に立っていた。西ヨーロッパ経済民主主義は、加盟国の経済自立にあった。市民ニーズに基づく産業の活性化こそが、この当時のECの経済政策であった。

この点は、拙著『世界経済の再建』（一九八七年、新評論）でも解明した。さらにここで発展的に整理しておく。

EC各国が経済活性化の過程において新しい問題、すなわち失業率が低下しなかった点にある。この問題を明らかにするため「ヨーロッパ経済再活性化」の政策のすじ道をみてみよう。

ヨーロッパ主要国の景気回復は、インフレ率が低かったこと、高失業率のために賃金上昇率が低いこと、ヨーロッパの金利がインフレ率に比較して相対的に高かったこと、ドルが他のEC通貨に対しても高かったこと、などが大きい特徴であった。ECは、八三年後半から設備投資活動の活発化と対米輸出を中心に着実な伸びを示したのである。

だがこうした西ヨーロッパ経済の安定的成長の中で、産業の構造変化が進んだ。それは一九六〇年代の成長産業であった鉄鋼、造船、石炭、繊維など伝統的産業部門で、需要が停滞し、過剰人員をかかえることになった。ECはこの構造不況業種をどのように改革し、新技術導入をはかり、生産性向上を高めるかにあった。

この結果、西ヨーロッパの主要国は、斜陽産業における合理化を進め、人員、設備の整理をし、新技術導入により効率的で、競争力ある産業に転換させ、産業の活性化を図るべきであろうという主張を実践した。それは、わが国の『世界経済白書』（一九八四年）の主張と共通していた。『白書』の論理は、一貫して資本中心の効率主義にあった。果

してそれでよかったか。もしEC加盟国が一貫して資本効率主義を貫徹し、国際競争力を強化すれば、雇用を吸収できたのであろうか。EC加盟国の経済活性化とは、市民のニーズに応じた産業の活性化でなければならない。ECにおける経済の強力な担い手は巨大資本の論理を貫徹した。この論理は巨大資本間の競争の中に、中小企業を包摂させるシステムであった。はたしてこれでEC経済の活性化を図ることができると信じていたのであろうか。問題は西ドイツ、フランスが展開しているような労働者、市民、経営者の下からの産業政策に基づく雇用政策の展開でなければならなかった。

ところが、一九八三年以後八五年の景気回復の中で、こうした政策を十分に選択しなかったことによって、雇用問題が大きな課題にならざるをえなかった。それはEC共通の問題になった。景気回復の中で、EC一二か国の失業率をみると、八四年から八七年、平均一一%の失業率である。八六年には、EC一二か国全体の失業率が一一・八%である。西ドイツ八・一%、フランス一〇・七%、イギリス一一・三・七%、ベルギー一二・六%、デンマーク七・六%、ギリシャ二・八%、アイルランド一八・四%、ルクセンブルグ一・五%、オランダ一二・四%などである（*Eurostat*, "Eurostatistics-Data for Short-term Analysis," 1987.）。

こうした失業者の増大の中味をみると、中高年者、若年労働者、女性労働者の失業が増大した。工業地域と準工業地域、過密地域と過疎地域において就業格差を構造的に作り出したのである。とくに目立ったのは、成長産業をもっている地域と斜陽産業をもっている地域との失業率の格差も目立った。例えば、一九八〇年と八七年をみると、イギリスのサウス・イースト、イーストアングリア、西ドイツのバーデン・ヴェルデンベルグ、南バイエルン、フランスのイルドフランス等にみられるように、主として機械・電子産業等への積極的な取り組みなどがみられる地域では、五—九%の低失業率であるが、イギリスのノースウエスト、ノース地域、フランスのロレーヌ、ラングドック、ルシ

ロン地域、西ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン（デュセルドルフ等）の地域は鉄鋼、造船等の斜陽産業中心で、一〇～一四％の高失業率であった。この問題はEC内における過密と過疎の問題を作りだし、ECの地域政策の大きな課題となったのである。とくに斜陽産業地域における「まちおこし、村おこし」をどうするかという課題となった。この点は、日本における地域間格差の是正をどうするかという問題と共通していた。

ところで、ECに代表される西ヨーロッパの失業問題は、若年労働者の失業問題である。これには理由がある。第一に、一九六〇年代初期の第二次ベビー・ブーム期に誕生した者が、一八歳から二二歳の成年期を迎え、新しく労働市場に参入することになった。このため若年労働力人口が増加したからである。第二に、西ヨーロッパでは、賃金体系が職種別賃金であるため年齢間格差があまりなく、若年層の賃金と熟年労働者の賃金を比較すると、後者が高いのは当然だが、若年労働者を雇用するには、日本のように安い賃金で雇用するとは限らないし、経営者は、若年労働者に対しては職業訓練費用など余分の費用を負担しなければならないから、どうしても採用を控えることになる。この結果、若年労働者の雇用機会は小さくなる。第三に、一度採用された労働者には、解雇されない既特権があるので、どうしても景気回復にあっても、若年労働者を採用しない。第四に、労働慣行として役職への昇進さらに解雇、休職などについて、熟年の労働者にとって有利であるが、勤続年数の短い若年層は不利であったからだ。

こうした理由によって若年労働者は雇用機会が少なくなったのである。この問題は、当時ECにとって深刻であった。ECは雇用政策の転換を迫られた。雇用政策を通じて成長をはかり、成長を通じて雇用機会の拡大を図る政策を進めなければならなかった。雇用政策は、既就職者は伝統的に維持されたが、新規労働力の雇用機会は減少しただけでなく、職業訓練の機会もせまく厳しかった。

とくに大量の若年労働者が、職業訓練の機会をえられないまま、失業者として存在していることは、ECにとって

社会的にも経済的にも大きな損失である。したがってEC各国は、失業対策を最優先の課題としたのである。

景気回復過程の中で、失業率の高水準は、西ヨーロッパ経済体質の新しい問題であった。一九八八年の統計(OECD, *Labour Force Statistics*, 1988.)をみてもECの失業率は一一%台である。若年失業者は二〇%で、依然厳しかった。一年以上の長期失業者が、八二年から八七年の間にイギリスで三四%から四二%、フランスで四二%から四六%、西ドイツで二一%から三一%であった。したがって若年労働者の雇用対策を最優先にした産業政策を必要としたのである。

当時、EC全体の産業構造は、高度情報化、新しい技術革新化が進行するなかで、大きな変化をみせたのである。西ヨーロッパの斜陽産業(鉄鋼、石炭、船舶、繊維など)は、すでに国際競争力が低下し、NIESにも追いつかれ、その体質改善を迫られていた。この部門における失業問題は深刻であった。したがって各国とも、失業者雇用に対する資金援助をしたり、また企業への雇用受け入れの協力を促したのである。また科学技術教育の充実や職業訓練の拡充により、技能工や技術者の養成に本格的に取り組んだのである。

景気回復の中で、ECの高失業率が続いているのは、西ヨーロッパ産業の競争力が低下している点にもあらわれている。一九七三年から八三年にかけての一〇年間に、鉄鋼、化学、事務・通信機器、自動車、繊維、衣料等の工業製品についていずれも占有率が低下し、工業製品全体では、四六・五%から三九・一%になった。さらにECとEC域外の先進工業諸国との商品別貿易構成の変化をみると、総輸出に占める割合は一次産品の拡大に対して、工業製品全体としては低下し、逆に輸入については、一次産品の占有率が低下し、工業製品は原料別製品を除いた占有率が全体として、七三年の六二・四%から、八三年に六八・七%に拡大した(一九八四年GATTの報告、経企庁『世界経済白書』一九八四年版)。

こうしてみると、ECの経済は景気回復過程の中で、高失業率を低下させることができなかった。その理由は、重化学工業から機械工業へ、機械工業から先端技術工業への構造転換を円滑に進めることが困難であったからだといわなければならない。先端技術分野において、ECを中心とする西ヨーロッパ諸国の立ち遅れの原因について、わが国の『通商白書』（一九八五年刊）はこう述べている。

①EC域内の各国ごとに、法的規則、基準・規格が異なるために、市場が細分化され、また研究開発投資もEC全体としてみれば重複してしまって効率的でなかった。②技術開発の基礎研究は大学および研究機関、開発研究は産業界と、それぞれ担い手が分れており、アメリカにみられるような産業の積極的交流がこれまではなされなかった。③西ヨーロッパの企業はお互いその専門分野に撤しており、新規事業への参入には積極的な姿勢をみせなかった。④西ドイツでは銀行が証券業務も兼ねるユニバーサル・バンキング・システムをとっており、大銀行の産業界への影響力は強いが、その貸付態度は慎重であり、将来性あるベンチャー企業の発掘という点で遅れがちであったという。

こうした制度要因は、それなりの妥当性をもっている。問題は、六〇年代の重化学工業の時代、七〇年代の機械工業の時代、八〇年代の先端技術工業の時代のそれぞれの特性を政策的に生かし、対応できなかった点にあろう。だが他方で日本やアメリカの先端技術の発展を物指にして考えれば、「立ち遅れ」の理由は当然だとしても、市民や勤労者や中小経営者にとって先端技術開発の発展が、国民的利益をもたらしているのかどうかを改めて考えなければならない。

一般的に、一九八〇年代のECの科学技術といわれるエレクトロニクス、光通信、新エネルギー、新素材、バイオテクノロジー（生命工学）、航空・宇宙などの分野の技術革新の発展速度は、各国の政府の科学技術政策との関連で、遅い。それだけでなく、二一世紀の成長産業ではあるが、「ハイテク汚染」「生命工学」と人間の尊厳性の問題、科学

者の市場経済への自己統治能力の限界などの問題にどのように対処するかを問われた。

八〇年代、ECのエレクトロニックス、光通信、バイオテクノロージなどの先端技術産業の発展は、一方で生活の利便性、企業の市場発展をもたらすであろうが、他方で、市民の人間生活や労働・文化の支配をつくりだす可能性がある。とりわけ、バイオ・インダストリーは、生命科学産業ともいわれ、遺伝子組替、細胞融合などによって、目的に合った生物体をつくりだし、これを大量に培養して、食糧・エネルギー・医薬品などの生産に利用し、利殖の種にする大手企業が参入し、激烈な競争を展開している。同時に、生産組織形態を変容させ、新しい人間疎外、失業問題をつくりだすと同時に、必要労働量の低下、労働の質の変化をもたらす。一方、遺伝子組み替え産業は、本質的に人間の生命の尊厳を保証するのであろうか。八〇年代のECの科学技術の問題は、今日でも共通の問題を含んでいると思う。

### (4) 産業構造の変動とは何であったのか

ところでECの先端技術産業の問題は、日本と違って、一九八〇年代において本来、技術進歩を通じて生産性を向上し、他産業への需要効果を創出し、雇用吸収力をもつような形で進行しなかったところに問題があった。

この部門への投資が相対的に低かったことも、立ち遅れの原因とされている。とくにイギリス、フランス、西ドイツなどに共通した問題として各政府の産業補助金政策の非効率性がある。日本においては斜陽産業といわれる鉄鋼、造船などの分野に補助金を重点的にだすという政策をとったことが、こうした分野の新しい技術開発力をおくらせただけでなく、雇用吸収力を失う結果につながったのである。もちろんこうした分野に対する手厚い保護政策は、一面で、雇用援助を中心とする地域政策にとって効果をもたらしたことは事実だが、他面では、伝統的産業を新しい技術

開発の時代に対応する条件を作らず、したがって構造調整をおくらせる結果になった。もちろんそれには一理がある。日本のように産業の合理化、効率化を優先する企業経営方針ではなく、労働者、市民の生活、福祉を優先する企業経営である限り「立ち遅れ」「構造調整の遅れ」を伴うのは当然なのである。

ECの主要国のGNPに対する政府補助金の割合をみると、一九八六年に、西ドイツでは三・八%（資本移転勘定を含む）、イギリス三・〇%（同上）、フランス三・五%であるのに対してアメリカ〇・六%、日本一・一%である（OECD, *National Accounts*, 1987）。産業に対する補助金の割合が高いことは、産業の自発的技術開発力を弱める結果になるが、地域活性化政策に誘導すれば、需要効果を高めることになるのである。だから、単純に、「非効率な限界産業を温存することになる」とはいえないのである。

一方、西ヨーロッパの企業収益率をみると、イギリスでは一九八一年四・八%から八六年に八・九%、西ドイツで八一年一一・二%から八五年一四・六%に上昇していたが、日本の八六年一九・六%と比較すると、低い水準にあった。この点を『世界経済白書』（一九八八年版）は、こういっている。「西ヨーロッパでは、低い設備投資の伸び、労働コストが相対的に高いこと、労働市場において高失業及び失業の長期化が存在すること、先端部門への対応が遅れたこと、比較優位を失いつつある産業への政府の保護を長期間行っていること、企業収益率が低かったこと等の様々な要因が相互に関連しあって影響し、経済成長率が相対的に低い伸びとなっており、産業構造面の調整もあまり進行しておらず経済も活発でないといえよう」と。

この見方は、成長率の伸びを基準に考えたものである。たしかに企業の論理からすれば、低い設備投資の伸び、労働コストが相対的に高いことがネックになるであろう。低い設備投資の伸びでは、消費需要の伸びの低下、企業間需要の誘発効果がないことによるであろう。だが労働の論理からすれば、相対的に賃金が高いこと、労働日数が低いこ

とを評価したい。とりわけ、西ヨーロッパの労働時間は、年間、一、七五〇時間であり、日本二、一五〇時間、アメリカ一、八五〇時間と比べると恵まれている。この点日本は学ぶべきだ。企業収益率は製造業基準であり、余暇時間の増大に伴う三次産業の需要の伸び、高い設備投資の伸びを考慮に入れていないことに欠陥がある。

## 三　一九八〇年代の拡大ECの問題を考える

### (1)　スペイン、ポルトガル加盟の意味

二〇〇〇年から二〇〇五年にかけてのEUの対外政策の基本課題は東欧、北欧の加盟問題であることはすでに述べた。それは加盟する国にとって政治的、経済的課題をどう解決するかを問われた。

ここで、改めて一九八〇年代初頭と八〇年代後半に加盟したヨーロッパ後進国といわれたスペインとポルトガルの事情と加盟の意味を考えてみる。

一九八一年一月からECは、北大西洋条約機構に復帰したばかりの南ヨーロッパのギリシャを新しく加盟国として迎え入れ、さらに八六年一月からスペイン、ポルトガルを迎え入れ、EC一二か国になった。一二か国の人口は約三億二〇〇〇万人、面積で二二六万平方キロメートルである。これは日本の一億一、九〇〇万人、三八万平方キロメートルに比べて人口比で二・七倍、面積で六倍に当たる。さらにアメリカの人口約二億三、四〇〇万人、面積九三八万平方キロメートルに比べて、面積は四分の一であるが、人口は、一・四倍である。EC一二か国は、総生産で約三兆ドル、日本の二倍強、アメリカと肩を並べる。EC一二か国の誕生は、文字通り世界経済における一大市場圏を形成し、アメリカ、日本、ソ連、NIES（アジア新興工業経済群）から注目をあびることになった。

ECがアメリカ、日本と大きく違う点は、貿易依存度の高さである。EC一二か国の輸出額の対GDP（国内総生

産）比率が約二五％を占めるのに対して、日本のそれは一三％、アメリカは八％にすぎない。これにはECの特徴である域内貿易比重が高く、約五〇％を占めるからである。つまりECは、EC内水平分業によって貿易効果をあげることを目的にしているからである。だからEC一二か国は一大市場圏の形成によって、企業の集積・集中を図り、生産力向上を図っているのである。

「ヨーロピアン・エコノミー」（*European Economy*, April, 1985）によると、「一九八四年の産業別労働人口でみると、第一次産業労働人口比六・六％、第二次産業労働人口比三四・二％、第三次産業労働人口比五九・二％である」。第三次産業従事者がいかに高くなっているかがわかる。一人当りのGNPを高い順に示すと（OECD, *Economic Survey*, 1986）、デンマーク（一一、四〇〇ドル）、西ドイツ（一〇、二四三ドル）、ルクセンブルグ（九、七四五ドル）、フランス（九、二五一ドル）、オランダ（八、六二八ドル）、ベルギー（八、〇二二ドル）、英国（七、九四三ドル）、イタリア（六、二七八ドル）、アイルランド（五、一二三ドル）、スペイン（四、二五五ドル）、ギリシャ（三、二九四ドル）、ポルトガル（二、〇三二ドル）の順である。域内における一人当りの所得構造には、その国の歴史的経済条件に基づく格差もある。こうした所得格差構造をどのように克服するかも大きな課題である。統合ECとは何かが改めて問われているからである。

さらに検討を進めよう。ECの巨大市場圏の形成は、ECの新段階を意味する。新段階とは、EC経済の市場拡大を通じて資本の集中と分散を図ることである。それは内なるEC経済の再編、強化を図ることによって、市場の活性化をめざした点で新しい段階といってよいであろう。この時点で、EC一二か国の形成は、一九九二年統合ECの新しい出発を計画していたのである。

ヨーロッパ中進国といわれたスペインとポルトガルのEC加盟の契機は、一九七〇年代の世界不況、とくに国際通

貨危機と国際石油危機のインパクトからどのように脱出するかにあった。とくに世界不況下において、両国とも失業者の激増、企業経営不振、物価高、生産性の低下、国際収支の悪化に直面し、従来の「保護主義」的経済政策では限界があり、国民の生活向上を実現できないという認識に立って、一九七七年頃からEC加盟を申請していた。

一方EC側は、両国の加盟を西ヨーロッパ市場圏の拡大と地域経済協力の強化策としてうけとめた。EC側は、両国加盟の問題を、受身の姿勢でなく、主体的な市場拡大策として、積極的に対応したのである。その背景には、日本、アメリカ、旧ソ連圏に対する生産力的対抗策があった。新たなEC拡大政策は、EC発足の憲章ともいうべきローマ条約の前文にも明記している。それは「われわれの理想を共有したいと願う他のヨーロッパ諸国民を歓迎する」という哲学に示されている。ローマ条約は出発点においてまさにナショナルな次元の国家の自立とインターナショナルな連帯と協同の価値観を公有していたのである。ローマ条約第二三七条は、こう規定している。「ヨーロッパのすべての国は、共同体の構成国となることを要求できる。その要求は理事会宛[1]に行い、理事会は、委員会の意見を徴した後、全会一致の決定を行う。加入の条件及び加入に伴うこの条約の修正は、構成国と申請国との間の協定の対象とする。この協定は、すべての締結国により、それぞれの憲法上の規則に従って批准される」と。ここでは、加盟国の憲法を前提にしている点に注目したい。EC側は、この規定が大きな役割を果したと評価した。ここには、ECが超国家機構ではなく、加盟各国の国内法を共同市場が適切に機能できるよう必要な範囲で調整をする「連合調整」機構である。したがって原加盟六カ国の共同体は、一九七三年にデンマーク、アイルランド、イギリスの三ヵ国が加盟して九ヵ国になり、一九八一年には、南欧に及んでギリシャを加え、EC一〇（テン）となり、八五年には、イベリア半島にも波及してスペイン、ポルトガルの加盟となり、EC一二（トウエルブ）となったのである。

### (2) 両国加盟とEC農業政策の課題

先にもふれたが、スペインの加盟申請は正確には七七年三月であり、ポルトガルは同年七月であった。両国とも従来の全体主義国家体制から近代民主主義体制に移行した直後であった。だが両国の具体的加盟交渉はもつれた。ポルトガルは七八年一〇月から、スペインが七九年二月から交渉を始めた。いずれも世界不況の深刻な時期であった。八五年三月末までに交渉が延びたのは、EC側に対応する条件がなかったことにある。イギリスにしろ、西ドイツにしろ、フランスにしろ、オランダにしろ、自国の不況対策に追われ、EC全体の問題を考える余裕がなかったからだといわれている。当時、EC委員会が既成EC内の不況産業である農業、漁業、繊維業、鉄鋼業などにおける経営主体との調整がつかなかった。とくにスペイン、ポルトガルの両国の加盟によってEC内のワイン、果実、野菜などの需給関係の混乱をもたらすことに対するEC側の抵抗があった。当時ECは余剰農産物をどのように処理するかに直面していた。ここにスペイン、ポルトガルの安い農産物が自由に流入することになれば、EC農業は深刻な不況におちいる。こうした危険を回避するために、両国の加盟はおくれたのである。一方ECが両国に要請したのは、インフラストラクチュアの近代化と生産構造の改革にあった。この点は両国も同意した。既成EC側は、その資金的保証として、欧州投資銀行（EIB）を通じて、一九八一―八五年内にそれぞれ五億五、〇〇〇万ECUの援助を行った。両国は、この資金を自国の中小企業振興に重点的に配分し、経営と雇用の安定化を図った。とくにエネルギー産業、運輸業、森林業、観光業などに対して傾斜配分の融資方式を採用した結果、両国の内需は拡大し、一応安定した市場を形成することができた（拙著『世界経済の再建』新評論、一九八七年第三章）。

スペインとポルトガルの加盟問題はインフラ投資を通じて、両国の特性ある産業を育成しつつ、ECの経済政策に適合させることにあった。だが、その政策の中で、本質的な問題はECの農業政策との調整にあった。

ここで、ECの農業政策の基本性格を整理しておく。ECの農業は、加盟各国の気候風土、歴史的農業構造上の差異に基づく生産性に大きな格差がある。ECの農業政策の基本は、農業に従事する労働者の所得を工業労働者の平均所得に近づけることにあった。この目的のもとに、産品ごとに統一価格を設け、域内で自由に流通させることにあった。穀物（小麦、ライ麦、大麦、とうもろこしなど）、乳製品、砂糖、牛肉、鶏卵、じゃがいもなどの農産品に対しては、それらの価格が一定限度以下にさがるときには、EC委員会が介入し、無制限に買え支えることによって、農家の所得を保証する。一方域外からの農産品の輸入に対しては、関税のみならず、EC域内価格と輸入品の価格との差額を徴収（輸出の場合は払い戻しをする）することによって域内価格を安定させる仕組みになっている。スペイン、ポルトガルから安い農産品を輸入する場合、域内価格との差額を徴収する方式を採用した。これに対して、両国は反対した。両国はこの障害を打破するためには、加盟することによって、その矛盾を解決することができる。前述したように、両国の安い農産品の輸入がある限度以上に達すると、ECは、余剰農産物を処理できなくなる。こうして両者の「利害関係」を調整するためにも、既成ECは両国の加盟を認めざるをえなかった。もちろん工業製品の市場圏拡大がその基本にあることはいうまでもない。

ところで、ECの農業政策は、農業生産性の低い国では、農業の生産者の所得保証を与えられるため、生産を拡大する仕組みを作る。したがってECはバター・脱脂乳など世界一の生産国となる。さらに大麦、小麦、牛肉においても過剰生産におち入りやすくなる。この調整をどうするかがECの農業政策であった。それは今日では一応評価されている。

ECは過剰農産物をも世界市場価格との差額を補償して輸出するので、アメリカは、補助金輸出ではないかと批判した。この問題は、一九八八年末におけるECのアメリカの成長ホルモン使用牛肉の輸入禁止措置についてもみられ

た。同年一二月一八日、EC委員会は、成長ホルモン使用牛肉の輸入禁止問題に関して、アメリカ政府がEC農産品に対する報復関税を導入すると決めたことに強く反発する声明を出した。ここには、アメリカの農業資本家とEC農業政策との対立がある。EC委員会の声明は、「米政府の決定は非常に遺憾である。全く不当な、関税貿易一般協定（ガット）の国際自由貿易精神に反する行為である」とアメリカを批判した。一方、ヤイター米通商代表は、「ECが予定通り、一月一日付で、成長ホルモン使用牛肉の輸入禁止措置を実施すれば、ECからアメリカへの一部農産物輸出に対して、従価ベースで一〇〇%、約一億ドルに上る報復関税を課すとの声明を発表した（*New York Times*, 28 December, 1988）。

あえてアメリカとECとの農産物をめぐる対立をとり上げたのは、アメリカ穀物メジャーと政府の「自由化」要請とECの牛肉保護政策との対立を、現時点で示しておいたほうがよいとおもったからである。

ともあれ、一九八六年のスペインとポルトガルのEC加盟に伴う難問は、ECの農業政策と両国の農業政策の対立にあった。この対立を解消することによって、両国のEC加盟が決ったといってよい。だがECの農業政策は、アメリカの対外政策とは、構造的に対立せざるをえないであろう。それは今後のEUの農業政策のあり方にもかかわってくる課題でもある。

スペインとポルトガルの加盟は実現した。ECの大市場圏が形成された。この中で、指導権を発揮できるのは、大企業である。問題は、EC委員会が、この大企業の行動様式をいかに市民主体の政策の指導権下に誘導するかにある。

## むすび

以上みてきたように二〇〇〇年のEUの経済の共通課題は一九八〇年代のEU問題における難問の反省から出発し

ている（'Macroeconomic and Structural Change since the 1980 s' European Economy, Number 1, 1999）。もちろん当時の世界経済と二〇〇〇年のそれは大きく違う。ユーロの誕生は、EU市場統合をより強化し、競争社会と協力社会を組み入れながら前進するであろう。いま順調に進んでいるEUは、改めて八〇年代のEC経済の課題を内在化し、同時に当時の景気後退下の経済難問を克服しつつ拡大ECに向った政策の諸問題を共通に引き出し、二一世紀に向って新しい発展を考え続けるべきであろう。それはたえず欧州市民権、地球市民権を創造するなかで、平和と民主主義を根づかせることにあろう。拡大EUの発展も一九八〇年代のスペインとポルトガルの加盟に当っての問題点を吸収し、二一世紀の基本課題をふまえて、EUのメリットを前面に打ち出すべきであろう。※

※本研究ノートは、Y. A. BÖRZEL, Towards Convergence in Europe? Institutional Adaptation to Europeanization in Germany and Spain. Journal of Common Market Studies, December 1999. に刺激されて、これまでのEC八〇年代の経済政策を、従来のわたくしの論文をふまえて整理したものである。